

防衛省訓令第23号

統合作戦司令部の教育訓練に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

防衛大臣 中谷 元

統合作戦司令部の教育訓練に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 教育訓練に関する統合幕僚長等の職責（第4条・第5条）

第3章 基本教育（第6条・第7条）

第4章 練成訓練

第1節 通則（第8条－第10条）

第2節 個人訓練（第11条・第12条）

第3節 部隊訓練（第13条・第14条）

第5章 練度の判定（第15条）

第6章 雑則（第16条－第19条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、統合作戦司令部の教育訓練（自衛隊の統合教育訓練に関する訓令（昭和 61 年防衛庁訓令第 32 号）第 2 条に規定する統合教育訓練を除く。）について必要な事項を定めるものとする。

（教育訓練の目的）

第 2 条 統合作戦司令部における教育訓練は、隊員及び部隊をして自衛隊の使命に基づき、その任務を完遂するために必要な能力を付与することを目的とする。

（教育訓練の区分）

第 3 条 教育訓練は、基本教育及び練成訓練に区分する。

第 2 章 教育訓練に関する統合幕僚長等の職責

（統合幕僚長の職責）

第 4 条 統合幕僚長は、防衛大臣の定める方針に基づき、統合作戦司令部の教育訓練に関し、基本的な事項を指示し、その実施を監督するとともに、所要の教育訓練を行う。

(統合作戦司令官の職責)

第5条 統合作戦司令官は、統合作戦司令部の教育訓練に関し、必要な事項を指示し、その実施を監督するとともに、所要の教育訓練を行う。

第3章 基本教育

(基本教育の目的)

第6条 基本教育は、隊員としての必要な資質を養うとともに、統合作戦司令部における職務遂行の基礎となる知識及び技能を修得させることを目的とする。

(基本教育の実施)

第7条 統合幕僚長は、必要と認めるときは、統合作戦司令官に対し、所属する隊員の基本教育を集合教育により実施することを命ずるものとする。

第4章 練成訓練

第1節 通則

(練成訓練の目的)

第8条 練成訓練は、隊員の練度を向上し、精強な部隊を練成することを目的とする。

(練成訓練の区分)

第 9 条 練成訓練は、個人訓練及び部隊訓練に区分する。

(練成訓練の実施)

第 10 条 練成訓練は、統合作戦司令部の特性及び実情を踏まえ、実施するものとする。

第 2 節 個人訓練

(個人訓練の目的)

第 11 条 個人訓練は、隊員に対し、統合作戦司令部の一員としてそれぞれの地位に応ずる資質並びに職務遂行に必要な知識及び技能を向上させることを目的とする。

(個人訓練の実施)

第 12 条 個人訓練は、統合幕僚長の定めるところにより実施するものとする。

第 3 節 部隊訓練

(部隊訓練の目的)

第 13 条 部隊訓練は、統合作戦司令部の部隊に対し、厳正な規律、強固な団結及びおう盛な士気を保持させ

るとともに、部隊行動に習熟させ、その機能を十分に発揮できるようにすることを目的とする。

（部隊訓練の実施）

第 1 4 条 部隊訓練は、自衛隊の統合教育訓練に関する訓令第 1 1 条に規定する中期統合訓練計画及び年度統合訓練計画を踏まえるとともに、統合幕僚長が定める部隊訓練基準に基づき実施する。

第 5 章 練度の判定

（練度の判定）

第 1 5 条 統合作戦司令官は、統合幕僚長の定める事項に基づき、統合作戦司令部の教育訓練の成果を評価するとともに、その進歩向上を促すことを目的として、隊員及び部隊の練度を判定する。

第 6 章 雑則

（委託教育）

第 1 6 条 統合幕僚長は、必要と認めるときは、統合作戦司令部の隊員の教育訓練を陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊海上輸送群及び陸上幕僚長の監督を受

ける共同の機関を含む。次条において同じ。）、海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。次条において同じ。）、航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。次条において同じ。）、防衛省本省の施設等機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局若しくは防衛装備庁又は防衛省以外の教育機関等に委託することができる。

（受託教育）

第 17 条 統合幕僚長は、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、防衛省本省の施設等機関の長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官から依頼があったときは、統合作戦司令部において陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛省本省の施設等機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局又は防衛装備庁の隊員の教育を受託することができる。

（報告）

第 18 条 統合幕僚長は、当該年度に実施した統合作戦司令部の教育訓練について、当該年度終了後速やかに

その実施の成果を防衛大臣に報告するものとする。

（委任規定）

第 1 9 条 この訓令の実施に必要な事項は、統合幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。